

内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、津江漁業協同組合が免許を受けた内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、やまめ（えのは）、うなぎ、おいかわ（はえ））の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場の区域でさおづり、友づり、吸込づりの漁具漁法によって遊漁しようとする者は口頭で、かしつり、うなぎてぼ、うけ、の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等を記載した遊漁承認申請を提出して、組合の承認を受けなければならない。

2. 組合は、前項の規定による申請があったときには、当該遊漁の承認により、当該水産動物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、前項の承認をするものとする。

3. 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア)欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ)欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア) 漁 具 、 漁 法	イ) 規 模
さ お つ り	1人5本以内
友 づ り	1人1本
吸 込 つ り	1人5本以内
か し つ り	1人20本以内
う な ぎ て ぼ	1人5個以内
う け	1人1個

2. 前項以外の漁具、漁法による遊漁は一切認めない。

3. 船舶を使用して遊漁する場合は、遊漁する乗船者は全員第7条に定める遊漁料を納付するとともに、次に掲げる船舶使用料を納付することとする。使用する船舶には、貼付その他の組合が認める方法により船舶使用許可証を掲示するものとする。また船舶使用料の現場納付は行えないものとする。

種類	料金 1 隻	備考
動力船以外の手漕ぎの船、ボート、ボード、サップ	年 3, 0 0 0 円 日 1, 0 0 0 円	第 5 条に定める禁止区域以外に限る
エンジン・エレキ等動力付きボート(10 馬力未満)	年 8, 0 0 0 円 日 2, 0 0 0 円	第 5 条に定める禁止区域以外に限る
エンジン・エレキ等動力付きボート(10 馬力以上 60 馬力まで)	年 1 0, 0 0 0 円 日 3, 0 0 0 円	第 5 条に定める禁止区域以外に限る

※60 馬力を超えるものは禁止とする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア) 欄に掲げる魚種の遊漁は、イ) 欄に掲げる期間内でなければならない。

ア) 魚 種	イ) 期 間
あ ゆ	6 月の最終土曜日から 1 2 月 3 1 日まで
こ い	7 月 1 日から 5 月 3 1 日まで
やまめ (え の は)	3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
う な ぎ	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
おいかわ (は え)	3 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア) 欄に掲げる区域においては、それぞれイ) 欄の期間中遊漁をしてはならない

ア) 区 域	イ) 期 間
日田市上津江町大字川原イデノ淵南中山溪流打出口下流端より、1 2 0 度の線から下流 2 1 0 メートル間の区域	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
日田市中津江村大字合瀬梅野川ハナグリ岩砂防堰堤から下流に 3 0 メートルの区域	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
日田市中津江村大字合瀬鯛生川上流姉子淵から池田集落下の沈橋までの区域	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
日田市上津江町大字川原小竹の砂防堰堤から上方ツラジロ岩までの区域	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
日田市上津江町大字上野田平野橋から下方イビの関までの区域	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

2 次の表のア) 区域に於いては、第 4 条の規定にかかわらず、イ) 欄に掲げる期間中つり、かし針 (かしつり) 以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

ア) 区域	イ) 期間
日田市中津江村大字栃野引野高橋の下淵尻から下釜ダムまでの下流全域 (ただし、区域内の淵は除く)	あゆ解禁日から 8月31日まで
日田市上津江町大字川原浦下橋の下から下釜ダムまでの下流全域 (ただし、区域内の淵は除く)	あゆ解禁日から 8月31日まで
日田市上津江町大字川原道の駅集水堰堤下から下釜ダムまでの下流全域 (ただし、区域内の淵は除く)	あゆ解禁日から 8月31日まで

(キャッチアンドリリース区域)

第5条の2 次の表のア) 区域に於いては、イ) 欄に掲げる期間中さおつり(疑似餌つり)以外の漁具・漁法により遊漁してはならない。この場合において、さおつりにより採捕した水産動物はその場で放流しなければならない。また、使用する釣針はカエシの無い釣針(バーブレス・フック)もしくはカエシを潰した釣針で、なおかつ1本針(シングルフック)を使用しなければならない。

ア) 区 域	イ) 期 間
日田市中津江村大字合瀬梅野川梅野橋から日田市中津江村大字合瀬鯛生川合流点までの下流全域(ただし、日田市中津江村大字合瀬梅野川ハナグリ岩砂防堰堤から下流に30メートルの区域は除く)	周 年

(体長制限)

第6条 次の表のア) 欄に掲げる魚種については、イ) 欄に規定する全長のものを採捕してはならない。

ア) 魚 種	イ) 全 長	ア) 魚 種	イ) 全 長
あ ゆ	15センチメートル以下		
こ い	20センチメートル以下		
やまめ(えのは)	15センチメートル以下	おいかわ(はえ)	5センチメートル以下
う な ぎ	30センチメートル以下		

(採捕数の制限)

第6条の2 次の表のア) 欄に掲げる水産動物は、それぞれイ) 欄に規定する採捕数の上限を超えてはならない。

ア) 魚 種	イ) 採捕数の上限
あ ゆ	1日につき30尾
やまめ(えのは)	1日につき15尾

(遊漁料の種類及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料は、津江漁業協同組合育成場事務所、津江漁業協同組合日田事務所、組合の指定する遊漁販売所に納付し、そのときの遊漁料は次のとおりとする。また、遊漁する現地において漁場監視員に納付することも可能とするがその場合、手数料として1,000円を当該遊漁料に加算して支払うものとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全 漁 業 権 魚 種	下記全漁具・全漁法	1年 9,000円
あ ゆ	友づり	1日 2,000円 1年 7,000円
こ い やまめ（えのは） う な ぎ おいかわ（はえ）	さおつり、吸込つり かしつり うなぎてぼ、うけ	1日 1,000円 1年 3,500円

2. 指定遊漁券販売所はWEB上（SNS、HP等）にて表示するものとする。

3. 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、右欄に掲げる額とする。ただし、これらの遊漁料の併用は認めない。

中 学 生 以 下 の 者	無 料
し 体 不 自 由 者	第1項に規定する額の半額

4. し体不自由者が前項に規定する遊漁料の適用を受けようとする場合は、顔写真付き身分証明書を提示しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をし、第7条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁するときには、遊漁承認証を携帯しなければならない。

2. 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は、以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払戻しはしないものとする。

附 則

この規則は認可の日から施行する。

(平成16年1月1日認可)

附 則

この規則は平成19年1月1日から施行する。

(平成18年12月13日認可)

附 則

この規則は認可の日から施行する。

(平成20年2月12日認可)

附 則

この規則は認可の日から施行する。

(平成20年7月23日認可)

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

(平成23年2月15日認可)

附 則

この規則は平成26年1月1日から施行する。

(平成26年1月1日認可)

附 則

この規則は平成27年7月30日から施行する。

(平成27年7月30日認可)

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。

(平成31年2月6日認可)

附 則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は認可の日から施行する。

(令和7年8月18日認可)

様式（１）

（表）

NO					
遊 漁 承 認 証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
住 所					
氏 名					
承 認 期 間	平成	年	月	日	から
	平成	年	月	日	まで
魚 種					
漁 具 ・ 漁 法					
遊 漁 区 域					
遊 漁 料					
発行年月日 平成 年 月 日					
発 行 者 津江漁業協同組合 印					
取 扱 者 印					

(裏)

注 意 事 項

1. 遊漁するときは必ず遊漁承認証を携帯すること。
2. 遊漁承認証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
3. 遊漁者は漁場監視員の要求があつたら遊漁承認証を提示すること。
4. 遊漁者は互いに適当な距離を保ち、他の者に迷惑をかけないこと。
5. 禁止区域（禁漁区）では周年遊漁をしてはならない。
C & R区域に於いて採捕した水産動物はその場で放流しなければならない。
(禁止区域、C & R区域については漁場案内図を参照してください。)
6. 水産資源保護法及び大分県漁業調整規則を守ること。
7. 遊漁者が規則に違反すると、遊漁を停止又は拒絶することがある。
この場合遊漁料の払戻しはしない。
8. 遊漁料及び承認期間、体長制限は魚種により異なります。
(漁場案内図を参照してください。)

様式（２）

（表）

NO				
漁場監視員証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
氏 名	（年齢 才）			
住 所				
有 効 期 間	平成	年	月	日 から
	平成	年	月	日 まで
発行年月日	平成	年	月	日
発 行 者	津江漁業協同組合			印

（裏）

注意事項

- １． 本証は、漁場監視に従事中は携行すること。
- ２． 本証は、他人に貸与又は譲渡をしてはならない。
- ３． 組合員、遊漁者が規則に違反した場合は、行使、遊漁を停止させ又漁具を没収することができる。